

<b>区分 変更</b>	<b>◆雇用保険被保険者の区分変更手続き依頼書</b> (短時間労働被保険者← →短時間労働者以外)		
	届出日： 令和 年 月 日		
事業所の名称			担当者：
事業所所在地	真庭市		TEL ー ー
<b>被 保 険 者</b>	フリガナ		性 別 生年月日
	氏 名		1. 男 2. 女 S. H. 年 月 日
	住 所	〒 ー ー 市・郡	
	電話番号	ー ー	
	賃 金	支払形態	1. 月給 2. 週給 3. 日給 4. 時給 5. その他 ( )
	雇用形態	1. 日雇 2. パート 3. 季節 4. その他	
	職 種	1. 管理的職業 2. 専門的・技術的職業 3. 事務的職業 4. 販売の職業 5. サービスの職業 6. 保安の職業 7. 農林漁業の職業 8. 生産工程の職業 9. 輸送・機械運転の職業 10. 建設・採掘の職業 11. 運搬・清掃・包装等の職業	
区分変更の年月日		令和 年 月 日より変更	
<b>添 付 書 類</b>	被保険者証	1. 有り 2. 無し	
	労働者名簿	1. 有り 2. 無し	
	出勤簿	1. 有り 2. 無し	
	賃金台帳	1. 有り 2. 無し (賃金締切日 日 ・支給日 日)	
	そ の 他	所定労働時間が20時間以上30時間未満の者は雇用契約書、雇用通知書等の写し	
<b>備 考</b>			

<b>支部受付処理欄</b>	<b>本部処理欄</b>		<b>支部処理欄</b>
年 月 日			年 月 日
⑩			⑩

### 雇用保険被保険者区分の変更があった場合

なにを： 雇用保険被保険者区分変更届  
いつ： 区分変更日の属する月の翌月10日までに  
どこに： 事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長  
その他知って： 短時間労働被保険者の扱いが平成6年4月1日から1週間の所定労働  
おくべき事 時間が20時間以上30時間未満となっている

#### 雇用保険被保険者区分変更届を提出するに当たっての留意事項

●短時間労働被保険者以外の被保険者が、家族の病気看護等のため臨時的、一時的に1週間の所定労働時間が30時間となっても、将来従前の就業形態に復帰することを予定しているときは、被保険者区分の変更があったものとは取り扱わない

#### 添付するもの

●区分変更の生じた被保険者に係る雇用保険被保険者証  
●被保険者区分の変更に該当する事実の発生状況及び被保険者区分の変更の年月日を明らかにする辞令、就業規則、雇用契約書、労働者名簿等